

新型コロナウイルス感染予防の具体的対策の継続について（職員周知）

5月25日に全国全てで緊急事態宣言解除の政府発表がありました。新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではなく、全ての自粛が解かれたわけでもありません。

したがって、「密閉」「密集」「密接」の場面に身を置かない、その場面を作らないことを徹底し、「感染しない」「持ち込まない」「広げない」を法人全体で取り組む姿勢に何ら変わりはありません。

今後とも、次の行動を常に心がけて新型コロナウイルス感染の予防に全職員で継続して取り組みましょう。

- 1 業務中は原則としてマスク着用。
- 2 別紙「新型コロナウイルス感染対策のための職員バイタルチェックについて」に基づく毎日の職員バイタルチェック。
- 3 全ての訪問者（来客、業者、保護者など）には、入り口での手指消毒とマスク着用を求める。
- 4 訪問者へのお茶等の飲食物提供をしない。
- 5 外部から帰った際、外部からの物品を受け取った際、マスク着脱後など、ウイルス付着の可能性がある場面での手指消毒。
- 6 エタノール液、クリンミスト液、オゾン装置、空気清浄機、換気扇などの活用。
- 7 事務室も含め、使用する部屋の入口を常に解放し、かつ窓をある程度開けるなどの換気に努め、密閉を作らない。
- 8 利用者、保護者の対応時は、出来るだけ大きな部屋を使用し、席間を十分に空けて、入口と対角の位置の窓を開けることで空気の滞留を防ぐ。
（例）相談室や小会議室より大会議室を使用。
- 9 配布した手指消毒用スプレーの継続的かつ積極的活用。